

緊急時の対応について

風水害が予想される場合の基本的な考え方

- (1) 午前6時現在で、**甲府市**に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれかが発令中の場合は、自宅待機とする。ただし、定期試験の実施日については、午前6時現在で、上記警報発令中の場合臨時休校とする。当日実施できなかった試験は、原則として試験最終日の次の登校日に実施する。
- (2) 午前9時現在で、上記警報発令中の時は臨時休校とする。
- (3) 午前9時現在で、上記警報が解除されている場合は5時限目より授業を行う。

※ 緊急連絡は、ホームページで行うのでHPを必ず確認すること。